

熱海市市営住宅自動販売機設置事業者募集要領

熱海市では、市有財産の有効活用を図るため、市営住宅等の一部を賃借して飲料用自動販売機を設置、運営する事業者を募集します。

1 公募物件

物件番号	貸付場所			管理戸数	入居戸数	貸付面積	設置台数	種類	年額最低貸付料価格(税抜)
	市営住宅名称	設置場所	住所						
1	林ヶ久保市営住宅	入口階段付近	熱海市桃山町4-10	20戸	14戸	2㎡	1台	缶・ペットボトル	20,000円
2	相の原市営住宅	公民館前	熱海市相の原町44-1	310戸	108戸	2㎡	1台	缶・ペットボトル	80,000円
3	和田山市営住宅	ひばりヶ丘バス停付近	熱海市熱海1886	152戸	50戸	2㎡	1台	缶・ペットボトル	30,000円
4	小嵐市営住宅	桜町公民館前	熱海市桜町4-4	30戸	22戸	2㎡	1台	缶・ペットボトル	30,000円
5	下多賀中野市営住宅	集会所前	熱海市下多賀1548-1	110戸	39戸	2㎡	1台	缶・ペットボトル	30,000円

※設置場所は、屋外です。

※貸付面積には、自動販売機本体のほか、使用済容器回収ボックス、電力引込柱も含まれます。

※管理戸数及び入居戸数は令和8年2月時点の戸数です。

※設置位置の詳細は、各物件位置図及び設置場所写真で確認してください。

現地確認を希望する場合は、あらかじめまちづくり課住宅室にご連絡いただき各自で確認をお願いします。

2 入札参加資格

- (1) 法人においては熱海市内に本店、支店又は営業所等を有し、個人においては熱海市内に居住し営業を営んでいるもの。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 市税の未納がないこと。
- (4) 熱海市暴力団排除条例（平成24年3月15日条例第2号）第2条第1号から第3号に該当しないもの。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく更生または再生手続開始の申立てが成されている者でないこと。
- (6) 熱海市内において自動販売機の設置、運営業務について2年以上の実績を有していること。

3 契約上の主な条件

(1) 契約の内容

本件の貸付契約は、地方自治法第238条の4第2項第4号の規定に基づく貸付となります。

(2) 貸付期間

物件 番号	貸付場所		貸付期間
	市営住宅名称	設置場所	
1	林ヶ久保市営住宅	入口階段付近	令和8年4月1日～令和11年3月31日の3年間
2	相の原市営住宅	公民館前	令和8年4月1日～令和11年3月31日の3年間
3	和田山市営住宅	ひばりヶ丘バス停付近	令和8年4月1日～令和11年3月31日の3年間
4	小嵐市営住宅	桜町公民館前	令和8年4月1日～令和11年3月31日の3年間
5	下多賀中野市営住宅	集会所前	令和8年4月1日～令和11年3月31日の3年間

(3) 貸付料

貸付料は、物件番号ごとに入札により決定した金額を年額貸付料とし、熱海市が発行する納入通知書により指定期日までに納付していただきます。貸付期間に1年未満の端数がある場合は、月割計算とします。

(4) 設置機器の仕様

- ①総務省の日本標準商品分類による飲料自動販売機であること。
- ②自治体の公共施設敷地内であることを鑑み、省電力やノンフロン対応など、環境負荷を低減した自動販売機とすること。
- ③新500円硬貨、1,000円紙幣が使用できること。

(5) 設置条件

- ①酒類の販売は行わないこと。
- ②標準小売価格を上回る価格での販売は行わないこと。
- ③自動販売機、容器回収ボックスの設置及び撤去に要する工事費、維持管理等にかかる一切の費用は設置事業者の負担とすること。
- ④自動販売機及び容器回収ボックスの設置にあたっては、転倒・飛散防止などの安全対策を講じること。ただし、施設に負担がかからない方法によること。
- ⑤自動販売機の設置にあたり必要な電力の契約、引込柱の設置等は設置事業者の負担とする。なお、設置場所周辺に引込柱に代用できる物がある場合は、それを利用しても構わない。なお、その際は所有者の許可を得ること。
- ⑥毎月の自動販売機による売上本数及び売上額について年に1回報告すること。

(6) 維持管理

- ①商品の補充、金銭管理などの維持管理については、設置者が行うこと。また、商品の賞味期限に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- ②自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを設置し、設置事業者の責任で適切に回収、リサイクルすること。
- ③衛生管理及び感染症対策については、関係法令の遵守、徹底を図るとともに、関係機関への届出、検査等が必要な場合は遅延なく手続きを行うこと。
- ④自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。
- ⑤自動販売機設置に伴う事故については、熱海市の責に帰する事由によることが明らかでない場合を除き、設置事業者がその責を負うこと。

- ⑥自動販売機及び容器回収ボックスの故障、問い合わせ及び苦情については、自動販売機に連絡先を明記し、設置事業者の責任において早急に対応すること。

4 入札及び落札者の決定

(1) 入札執行日時

令和8年3月19日(木)午前10時30分

(2) 入札執行場所

熱海市中央町1-1 熱海市役所第一庁舎4階 A会議室

(3) 提出書類

①入札書及び封筒

- ・ 物件番号ごとに作成すること。
- ・ 入札金額は1年間の貸付料の金額（消費税を加算しない金額）を記入すること。
- ・ 入札金額には地方税及び地方消費税を含めないこと。
- ・ 金額の前に「¥」を記入し算用数字を使用すること。
- ・ 封筒は外から中が見えないものを使用し、物件番号並びに入札参加者の住所・氏名を表に記載すること。また、封をし、綴じしろ部分に割り印を押すこと。
- ・ 印は印鑑証明書と同じものを使用すること。

②誓約書

③自動販売機設置運營業務実績報告書

④証明書（発行日から3箇月以内のものでコピー可）

ア 法人の場合 印鑑証明書、法人登記簿謄本

イ 個人の場合 印鑑証明書、住民票

⑤納税証明書（発行日から3箇月以内のもの）

ア 法人の場合 法人市民税納税証明書

イ 個人の場合 市・県民税納税証明書

(4) 申込みに当たっての留意事項

- ①災害等が発生した場合、またはその影響により、入札の執行に支障をきたすと判断した場合は、入札の執行を延期または中止とする。
- ②入札参加資格の事前審査は取りやめ、添付書類での提出とします。
- ③設置予定自動販売機の資料は不要です。
- ④提出書類に不備がある、又は記載が不明瞭である、あるいは入札参加資格を満たしていない場合は、入札に参加できない場合があります。

(5) 落札者の決定

- ①開札の結果、熱海市が定めた最低貸付料価格以上の入札のうち最高金額の入札者を落札者と決定します。
- ②入札参加者が1名であった場合でも、その者が最低貸付料価格以上で入札したときは落札者とします。
- ③入札回数は1回とし落札者となるべき同価格の入札者が2名以上あるときは、抽選を行い落札者を決定します。

5 質問の受付及び回答

(1) 受付期間

令和8年3月9日(月)～令和8年3月18日(水)

(2) 受付場所

熱海市中央町1-1 熱海市役所第一庁舎3階 熱海市まちづくり課住宅室

(3) 質問の受付方法

受付期間内に、質問書を直接持参、郵送又はFAXで提出すること。

電話による質問は受け付けません。

(4) 質問の回答

質問を受け付け後に書面又は電話にて回答します。

6 契約の締結

- (1) 落札者は熱海市財産規則（平成20年4月1日規則第15号）の規定に基づき、財産貸付申込書を提出いただいた後、契約を締結します。

7 貸付料の納付

- (1) 貸付料は、年度毎に市が発行する納入通知書にて年度当初に納付していただきます。

【問い合わせ】

熱海市観光建設部 まちづくり課 住宅室

〒413-8550 熱海市中央町1-1

電話番号 0557-86-6425 FAX 番号 0557-86-6416